

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月2日(水)
午前9時58分～午前10時54分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 郷内良治 副委員長 熊谷克彦
委員 菊地昌夫 委員 大友康信
委員 佐藤正博 委員 長南良彦
委員 小野寺美穂
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席をした者の職氏名
総務部長 桜井 淳 一
総務課長 綱川 宏 一
総務部企画員兼 浅見 智彦
総務課長補佐 高橋 一暢
総務課主幹兼 高橋 正博
情報統計係 佐藤 正博
総務課主幹 佐藤 正博
職員係 兼長
<消防本部>
消防長 高橋 隆一
次長兼消防署長 阿部 和幸
総務課長 相澤 文明
総務課長補佐 今野 善樹
総務課主幹兼 齋 克裕
総務係 兼長

6 事務局職員 事務局 長 相 澤 幸 也
主幹兼議事調査係長 佐 藤 恵 子
主 査 工 藤 旭 子

7 付議事件

- (1) 議案第14号 名取市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第15号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第16号 名取市消防団に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第17号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

午前9時58分 開会

○委員長（郷内良治） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、消防長及び担当課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第14号 名取市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 今回の条例改正は、根拠法の名称変更のようなものだというので全体的に説明があって、運用に影響はないということだったのですが、先日の一般質問の中で、いわゆるデジタル社会の形成を図るための様々な法律の改正等がこれからもあるということですが、今回は名取市個人情報保護条例の子細にわたる点について、何ら影響はないということでもいいのかという点について、伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 今回改正する部分については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」から「個人情報の保護に関する法律」への改正です。また、統計法における条項の第52条第2項がなくなったので、第52条第1項の表記が第52条だけになったということで、影響についてはありません。

○委員長（郷内良治） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 個人情報保護条例の本体を見れば、確かにそのような表記が変わるのだろうということですが、こういう法改正の根拠となる

法が改正されるときを経緯として、今後本市など各自治体が独自に定めている個人情報保護条例の内容やその効力、例えば市民の責務とか事業者の責務とか、そういう重要な部分、それから取扱い条項等に何かの影響が及ぼされるような変更が今後来るようなことが示唆されているということは、現時点ではないのかどうか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 令和5年4月に大きく法律が変わるような形になります。令和4年度いっぱい、名取市個人情報保護条例等が廃止もしくは大きく変わるというような影響が出てくるようになります。令和5年に向けて改正が必要になるということは、法律が変わることによって大きな影響が出てくるものと捉えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 令和5年4月の大きな改正で、自治体はこれまでの住民の個人情報保護のための条例がリセット化されるという危惧を抱くわけですが、それに対して自治体から、本市としての意見の聴取とか、こうあるべきだというようなことを国に対して申し述べるというようなことは、現時点ではないのか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 市長会等何らかの機会を捉えてということではありますが、どのような形でどのような機会にというのはまだ捉えているところではないのですが、機会を捉えてそのような提案をさせていただければと思っております。

○委員長（郷内良治） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 個人情報保護条例にかかわらず、これまでも国の法改正が非常に大きな影響を住民、市民、国民に与えており、それも今回はかなりシビアな内容を含んでいると捉えているので、できれば市長会等で意見を言う前に、市民は信頼して個人情報を提供しているわけなので、市民が知らない間に何か変わってしまうというような動きになってしまわないような手だてを取るべきだと考えます。今現在、今回の条例改正に当たって、そういう議論というものはされたかどうかについて伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 現段階では国のほうからあまり明示されているもの等がないという状況ですが、現段階で手続等、細かいところでしか市は定義できないような、本当に狭まった形になることが予想されます。現段階では市民の声というものは聴いていませんが、今後どのように市民の声を聴いていくかということで、検討させていただければと思います。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第14号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 名取市個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 第21条第1項の2行目に、その他これに準ずる事実とありますが、これについての具体的な事例についてお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） これに準ずる事実の申出ということでありまして。1つは、特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求または請求を予定しており、3歳に満たない者を現に監護していること又は監護する意思を明示したこ

とというものがあります。それから、養子縁組里親もしくは養育里親として3歳に満たない児童を委託されること又は委託する意思を明示したことということになっております。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、特別養子縁組のまず事実の届出ということで、管理職のほうに届けることが必要になってくると思います。そういうものを含めて今回の申出という形になるかと思うのですが、そのような考え方でよろしいのかどうか、確認させていただきます。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） そのような形と捉えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今回の改正は、提案理由として人事院の育児休業等に関する意見の申出及び人事院規則の改正に伴い、所要の改正を図るということですが、この条例改正で、例えば本市が関わっている指定管理の団体であるとか児童センターであるとか、いろいろな指定管理の団体があると思いますが、そういう委託しているところにこの改正によって、例えば職員の待遇であるとかに、これを参酌して改正するとか、そういった働きかけなり周知なり、そういったことはされるのかどうかお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 今回の改正については、人事院のほうから出ております。育児休業関係ということで、この改正につきましては職員それから会計年度任用職員等についての改正でありますので、今のところ働きかけというような形での対応は考えておりません。

○委員長（郷内良治） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 働きかけということだけでなく、例えばこれまでこういう改正がされるときに、待遇などに影響があったのかなと思ったのですが、そういうことはないということでもいいでしょうか。市でこのように条例が変わりましたということで、例えば保育所の職員の育児休業や、介護休業など、条例の改正による影響はないのでしょうか。影響があったと捉えているのか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一） この条例については、あくまでも名取市職員の育児休業等に関するルールということになっておりますので、この条例の改正が民間の社会福祉法人などに影響を及ぼすということはありません。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 第22条第3号にその他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置とありますが、具体的な勤務環境の整備について、恐らくフォローする体制ということだとは思いますが、具体的な体制について考えておられる部分を伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 勤務環境の整備に関する措置の具体的なものということで捉えて、答弁させていただきます。

現在も実施しておりますが、産前休暇前に上司等に同席してもらいまして、本人に育児休業に関する制度の説明、育児休業手当金等の説明、それから育児休業期間中の負担すべき社会保険等の取扱い等について説明を行っているほかに、男性職員の育児休業を促進するために、育児休業等が取得できるように男性職員特別休暇のフォローシート等を作成して周知をしています。また、会計年度任用職員等、適切な代替要員の確保に努めているところでありまして、会計年度任用職員で代替が対応しかねるという判断をした場合については、適切な人員配置を現在も行っているところです。

○委員長（郷内良治） 菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 説明を伺いますと、事前にそういう体制を整えるという意味合いなのか、それとも育児休業によってそこに仕事上で穴が空くという表現はあれですけども、そういう部分を短期的に補完するための環境整備なのか、その辺のところについて、当然育児休業で周りの職員の方々にその分しわ寄せがいったりということはある部分だとは思いますが、その辺について関連して考えておられる部分があれば、伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 基本的には代替職員ということで、産前休暇に入った段階から会計年度任用職員で対応している現状があります。また、人数的に

会計年度任用職員等で対応できない、そういった場合については業務量等も勘案しまして、適切な人員配置ということで原課と調整し対応しているところで

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 第21条第2項に、不利益な取扱いとありますが、どのようなケースを考えているのかお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 不利益な取扱いについてですが、解雇すること、期間を定めて雇用されている方については契約を更新しない、それから就業環境を害する、降格させる、不利益な配置の変更を行う、不利益な評価を行うといったことを、不利益な取扱いということで想定しています。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 今、評価ということでしたが、職員の皆様方には人事評価をなさっているかと思えますけれども、具体的に不利益な取扱いを受けないような評価の方法を、人事当局で各職員にどのようなお示しをする考えなのか、伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） これは現在も育児休業を取得した方等、その所属長に周知しているところですが、年度内の勤務実績が3か月未満の方については、人事評価を行わないということにしております。また、勤務実績が3か月以上の方については、通常の職員と同じ取扱いをしておりますので、例えば1年間に8か月間勤務しているということであれば、その8か月間で目標設定をし、面談をして、その8か月間の業務について評価する。もしくは勤務実績が3か月未満の方については、標準の評価という対応をしております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 今のところでお伺いしますけれども、不利益な取扱いを受けたということを感じたときに、総務課長にこういったことがあったということ報告するのか、どういった流れでそれを審査したりするのか、考えが決まっていればお伺いします。

○委員長（郷内良治） 暫時休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時18分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 仮に不利益な取扱いを受けたという相談等については、総務課職員係で受ける形となります。また、例えば不利益処分についての裁判という形までいくということであれば、公平委員会のほうに訴えるというような形になると捉えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 少し気になる部分で、3か月以上の休暇の場合は評価をしないという先ほど答弁がありましたけれども、評価をしないというのは具体的にどういうことにつながるのか、教えていただきたいと思います。

○委員長（郷内良治） 暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 先ほど答弁いたしました、勤務期間が3か月未満の方については評価をしないという形で対応しているというところですが、その3か月未満の方については、実際の評価としましてはS、A、B、C、Dまでありますが、Bというものが普通という形になります。職員の5%がS、20%がA、それ以外の75%についてはおおむねB、普通というような形になるのですが、そのB評価をするという形にしております。

○委員長（郷内良治） 菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 確認ですけれども、ということは基本的に全員評価されるということによろしいのですか。Bの評価になるということですよ。

○委員長（郷内良治） 答弁、総務課長。

○総務課長（綱川宏一） 3か月未満の勤務の方については、評価をするとい

ったことではなく、B評価として取扱うとしています。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第15号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 名取市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 第4条中定数を480人から400人に改めるということでしたが、この改める際に、消防団の団長をはじめとした幹部の方々に御意見を聞いているのであれば、その御意見の内容をお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（相澤文明） 条例改正については、消防団幹部会などで数度にわたり意見を聞きながら協議し、理解を得て今回の改正に至ったところです。その際、幹部等からの意見としては、これまで定数を変えずに団員数を増やす考えで、様々な消防団員の確保策を講じてきたが、現実的に非常に厳しく、この機会に定数を整理するにはよいきっかけだという意見をいただいているところです。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 大変現実的な対応をしたということは理解するのですが、実際に消防団活動の際に各地区ごとにそれぞれの災害の特性があるかと思えます。そのような消防団活動において、この定数で市民の生命と財産を守る際に支障が出るという意見はなかったという理解をしてよろしいでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（相澤文明） そのように捉えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 現在の480人という定数は、昭和41年に制定されて、その当時の本市の人口は3万5,000人前後だったと思いますが、それ以降、今の人口に達するまでに480人という定数を目指して、いろいろと団員を増やしていく形で取り組んでこられたと思います。人口が増加していく中で今回現状に合わせて定数を400人にするということですが、今熊谷委員がおっしゃったように、幹部の方たちの御意見を伺った中で400人ということにされたと思います。やはりこれまで目指してきたというものを今回変えることによって、団員の士気といいますか、使命感といいますか、そういったものが失われないのかなという心配もあります。それはそれとして、今回の定数を400人にするということにおいて、今消防団が34部あると思いますが、その改編とか統合とかというような検討はなされなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防長。

○消防長（高橋隆一） 先ほど総務課長がお答えしたとおり、消防団の幹部会、そういったところで定数改正を検討してまいりました。現状で消防団に34部という部がありますが、その中で人員のバランスとして、要するに今現在は規則で例えば増田分団第1部何名というような定員を設けてあります。それも今後この400人という定数改正をした後に、規則も改正をして、増田とかは結構入団していただける人が多いが、片や閑上、下増田というところは少ないと、その縛りによって、もっと入りたいという人が入れなくなる可能性もあるので、各部の定員というものを設けなくて入団を促進していくという考えで消防団幹部会においても今のところ検討しております。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 6分団34部という中で、いろいろ働きかけて入っていた

だけるところはそれなりに体制を多く整えて、増やしていくという考えだというのは分かりました。しかし先ほど申し上げたように6分団34部という組織そのものの統合とか改編とかというのは、今回の定数を削減する中において協議されたのかどうか。されたとしたら、その辺どういう方向づけで考えられたのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防長。

○消防長（高橋隆一） 先ほど申した幹部会等で、部の再編というところまでは検討しておりません。やはり少ない、多いはありますが、消防団のみで判断ということもできず、地区の皆さん、住民の皆さんとの検討も必要というのがあります。今現在は先ほど申したとおり、消防団の部としての数は設けないところですが、統合、やはり少ないところは統廃合も、いずれ将来的には考えなくてはならないところではありますが、今現状では消防団幹部会等では統廃合というところは検討しておりません。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 基本団員と機能別団員のことですけれども、第7条第2項、第3項、身体強健かつ志操堅実な者と、同じく第3項第3号、身体強健かつ志操堅実ということですが、役割が基本団員と機能別団員は違います、機能別団員はあくまでも支援ということから鑑みますと、このような同じ文言にした考え方についてお伺いいたします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（相澤文明） 身体強健の四字熟語の意味ですが、体が丈夫で健やかであるということになりますので、こちらについて機能別団員にも求めていきたいと考えているところです。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 現実的にある程度年齢を重ねると、どうしても身体が強健という点は現役より若干落ちるのかなと思います。現実的なことを考えれば、強健ではないけれども普通に健康であると自分で思っている方がもしいるとして、このような貢献をしたいという方がいれば、機能別団員にしていただけるかどうか、伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 身体強健にこしたことはないですが、機能別団員についても分団長の推薦をもって入団するという流れを考えているところです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 消防団の組織図というのがありますが、この機能別団員というのは、女性消防隊とか学生団員とか、そういう方々、ホームページの名取市消防の消防団とはという中にあるのを見ると、この機能別団員の所属はどうなるのか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 機能別団員については、分団付で階級については団員と考えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 消防団の役割について、現実的には台風19号を見ますとおり、水害の際に大変な御尽力をいただいていると認識しています。実態的には消防団の方々が例えば土のうとか、水害防止にも御尽力いただいたということを見ますと、この機能別団員もそのような水害の減災とか防災についても従事する考えなのか伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 機能別団員に関しましても、水害、大規模災害等に出動していただくような流れを考えているところです。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 御活躍いただけるということは大変ありがたいのですが、この第5条第1項及び第2項の趣旨が、支援に従事する団員ということで、水害時における災害の防止についても、そのような考え方で災害減災に取り組まれるのかどうか、伺いたします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 具体的な任務については、今後要綱等を整備し、その中で消防団長が特に認める者という文言を記載して、対応したいと考えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第16号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 名取市消防団に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 先週、テレビを見ていましたら、仙台市の宮城野区でしたが、うみの杜水族館前で消防団の募集をやっていました。若い団員さんがいろいろ話しかけて、ぜひ入ってくださいという内容でした。本市と同じように団員不足で、定員360名、その1割ぐらいが足りないという話でした。今回報酬を改正しますが、金額のほうも魅力あるということもあるのでしょうか、金額をどのように算定したのか、その辺をお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 年額報酬等については宮城県内の他市の状況を鑑み、消防団の幹部と協議しまして、宮城県内で一番の年額報酬を支給しているということで、現状と同じ据置きという形になりました。出勤報酬等に関してはこれも他市の状況を鑑み、今まで出勤手当という部分で3,000円を支給していたところを、4時間までの活動時間に関しては4,000円に引き上げ、4時間以上のものに関しては8,000円という整理をしたところ です。

また、どんと祭警戒や野火付け警戒、夏祭りでも消防団が要請される場合が多々ありまして、その部分を警戒出動という整理にしたところです。

○委員長（郷内良治） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 資料を頂いていますが、下から2番目で、訓練出動手当、5時間未満1回当たり、現在改正前は3,000円、改正後も4時間未満1回当たり3,000円となっています。ほかの出動手当を見ますと、総体的に上がっているのですが、下から2番目の訓練出動手当の4時間未満1回当たり3,000円というところが全然変わっていません。せっかくの機会というとおかしいですが、他の出動手当は上げていくので、この辺もどのように検討したのか。その間拘束されるわけですから、拘束時間というのは同じだと思うので、その辺をどのように検討したのか。一緒に値上げするべきじゃないかなと思います。その辺の見解をお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（相澤文明） 訓練や警戒活動に関する出動については、活動時間が短いことが多いことや、活動時間の開始や終了時間が事前に分かること、また災害時の出動に比べて危険性が比較的低いこと等を勘案した上で、今までどおりの額としたところです。また、処遇等に関する検討会中間報告書でも、災害出動以外の出動については各市町村において出動対応、それから業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡の取れた額を市町村において実態を踏まえて定めることと示されたことにより、据置きとしたところです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 先ほども引き合いに出しましたホームページの消防団の任務というところには、この改正前の出動手当のところに、災害と警戒出動というのが載っていますが、今回は条例上に警戒及び訓練出動という表記を改めて加えたという理解でいいですか。多分従前から警戒出動というのがあったようなので、この条例の中の表にきちんと入れたというような理解でよかったのかということをお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） この機能別団員の方ですが、今団員が減っていたり、その消防団ごとに配置されるということだと思います。そのときに例えば班長を決める際に機能別団員の方をお願いしたいとかいうことが出てくるかもしれないと思います。今後団員が減って、今の段階ではそれが考えられないとしても、今回機能別団員を募集して50人を目指して、そのうち実際に何人入ってくるか分かりませんが、やはり先輩であったり、そういう方に、班長もできればお願いしたいとなったとき、例えば報酬は団員と班長と部長とそれぞれ段階があると思います。そういったことも検討したり想定したり、また今後検討しなければならないと考えているのかどうか、お伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（相澤文明） 機能別団員の階級については団員ということで、階級の移動はできないということに今後したいと考えておりますので、班長とかをお願いする形にはならないと捉えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 議案書の9ページ及び資料のほうにも、警戒及び訓練出動、4時間未満とか4時間以上という記載をされておりますが、この時間のカウントというのはどの時点から活動ということになるのかどうか。

それと、要請があつてその場所に例えば行くとした場合に、そこにかかる、今燃料代とか非常に上がっていますが、そういったものも皆込み込みの形での報酬額ということになっているのかどうかお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（相澤文明） 時間的な線引きについては、招集する場合は団員の招集メールで行い、そのメール配信をもって出動時間と考えております。また、活動終了時間につきましては、各部積載車に無線を配備しており、詰所に戻った段階で無線報告があれば、その時間をもって活動終了時間としたいと考えておりますが、この線引き等につきましては要綱等を定めるときに消防団の幹部の方と協議して、詳細な部分については決めたいと思います。

それから、詰所に行く場合のガソリン代等についても、出動報酬の中に含まれているものと捉えております。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 少し細かいことをお聞きしますが、例えば4時間未満と
いった場合に、警戒あるいは訓練出動というと3,000円ということですが、例
えば今宮城県の最低賃金は853円になっています。これから比べても、例えば
4時間ぎりぎりという活動をした場合には、さっきの佐藤委員の質疑ではあり
ませんが、活動する職務の内容からいっても、非常にぎりぎりの金額ではない
のかなと感じるところがあります。

それともう一つお伺いしたいのは、昼間と夜間という区別は特にないよう
ですが、これは昼でも夜でもこの金額という扱いになるのかどうか。それから、
4時間以上ということについて6,000円となっていますが、この以上というの
は何時間までを見込んで4時間以上という設定をされているのか。その点をお
伺いします。

○委員長（郷内良治） 暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時49分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） まず、警戒出動の報酬についてです
が、この部分についても消防団幹部等と協議したところであり、年額報酬が高
額ということで、警戒出動の報酬については据置きでいいのではないかとい
う意見も多々ありましたので、その部分を尊重しまして金額については据置き
したところです。

また、昼夜問わずといったところに関しても、特に必要はないという整理で
した。

あと4時間以上の活動に関しては、消防団の労務管理等を鑑みまして今後は
できるだけ長期間の活動をしないように、交代要員等を考えて、できるだけ時
間を抑えていきたいと考えております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） この別表の報酬の支給ですが、年額ではなくて出動と
か警戒とか訓練とかの、以前決算か何かのときに分団でまとめてというお話が

ありましたが、今回改めてこのように手当を見直すに当たり、その辺のことはどのようになるのかをお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 報酬の支給に関しては、令和3年度から個人の口座に支給しているところです。

手当についても同様に、個人の口座に支給しているところです。

○委員長（郷内良治） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 個人の口座に振り込むということであれば、点呼とカウントの仕方としては出勤簿みたいなものがあって、それを分団ごとにチェックして行って月ごとに支給するというやり方であるという認識でいいのかということをお伺いします。

○委員長（郷内良治） 答弁、消防本部総務課長補佐。

○消防本部総務課長補佐（今野善樹） 委員お見込みのとおりで、1事案につき必ず部ごとの名簿がありまして、それを提出していただいているところです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第17号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 名取市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第14号から議案第17号までの4か件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午前10時54分 散会

令和4年3月2日

総務消防常任委員会

委員長 郷内 良治